

Ishikawa
Federation of
Small Business
Associations

石川 中央会報

2020
No. 4

トピックス

秋の叙勲・褒章受章の方々(会員関係)
ご存知ですか? 工業団地の連携事業継続力強化

中央会事業だより

第72回中小企業団体全国大会(茨城県)の開催



＝第72回中小企業団体全国大会
(茨城県)へ参加＝

茨城県水戸市 ザ・ヒロサワ・シティ会館にて「つながるひろげる連携の架け橋～スクラム強く団結前進～」をキャッチフレーズに第72回中小企業団体全国大会が開催されました。大会では、全国中小企業団体中央会会長表彰として、優良組合32組合、組合功労者74名、中央会優秀専従者20名が表彰され、本県からは3名の方が受賞されました。

【詳細は14ページ】

 石川県中小企業団体中央会

<http://www.icnet.or.jp>

巻頭ゼミナール

- 02 中小企業への批判をどう受け止める
～コロナ禍での中小企業基本法改正議論によせて
神戸国際大学経済学部 教授 中村 智彦 氏
- 05 知的財産権あれこれ2020 ～食品パッケージの工夫～
みさき国際特許事務所 代表・弁理士 横井 敏弘 氏

トピックス

- 08 秋の叙勲・褒章受章の方々(会員関係)
- 09 ご存知ですか? 工業団地の連携事業継続力強化

中央会事業だより

- 14 第72回中小企業団体全国大会(茨城県)の開催
- 16 「補償保険共済制度推進に関する包括連携協定」を締結
～石川県中央会と三井住友海上火災保険(株)金沢支店～
- 16 石川県中小企業青年中央会「人材養成塾Fight!」を開催
～「新型コロナウイルスに関する支援制度について」～
- 17 石川県中小企業青年中央会「組合青年部代表者会議」を開催

News(会員関係)

- 17 新聞掲載記事より
[加賀味噌食品工業協業組合]

組合情報

- 18 組合運営Q&A
「総(代)会提出議案等を決議するための理事会開催について」
- 20 Pick up! 全国の先進組合事例
宮崎県石油協同組合(令和元年度組合資料収集加工事業報告書より)

お知らせ

- 21 所管行政庁の変更について(お知らせ)
- 21 個別専門相談室開催のご案内
- 22 県内の情報連絡員報告(令和2年9月)
- 24 会報読者アンケート プレゼントクイズ当選者紹介!
- 29 くみWai広場 [小松共栄工業協同組合]



中小企業への批判をどう受け止める

～コロナ禍での中小企業基本法改正議論によせて

中村 智彦 氏

神戸国際大学経済学部 教授

菅政権になり、中小企業基本法の改正が話題に上っている。発表されている資料などを整理すると、簡単にいえば、次のようなことになる。

- ・ 中小企業の生産性は、大企業や中堅企業に比較して、非常に劣っている。
- ・ この度のコロナ対策を見ても、中小企業のITやリモートワークの取り組みは、規模が小さいほど導入が遅れている。
- ・ 多くの中小企業の収益性は低く、したがって従業員の給与も待遇も低くなってる。

こうした問題があるので、

- ・ 中小企業を保護している中小企業基本法を見直すべきだ。
- ・ 規模が小さくて合理化、生産性の向上などが進まないのだから、中小企業の合併、大企業への統合、淘汰を進める必要がある。

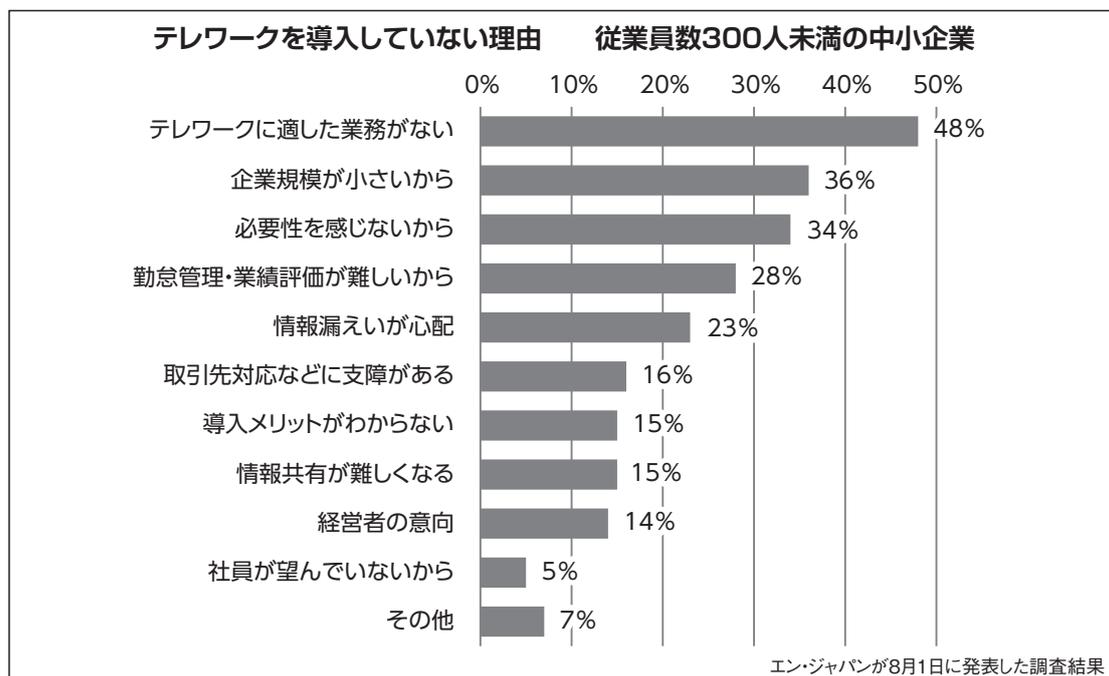
というものだ。

流れからいうと、中小企業経営者には非常に分が悪い。

優遇措置は要求するが、多くの中小企業は赤字決算で納税意識も低いとも指摘されている。今までは、そう大きな意見としては出てこなかった中小企業批判、中小企業経営者批判が、政権与党から巻き起こっていることに、戸惑う中小企業経営者も多いだろう。実際、ある地方銀行の頭取は、筆者との話の中で、「これまでも疑ってはいたが、要するに東京資本優遇、場合によっては外資に売り飛ばしても良いのではないかという発想が、そのまま地方の中小企業に降ってきた。地方の中小企業経営者は、本腰入れて頑張らないと吹き飛ばされるかもしれない」と言う。

・ 批判は批判として受け止める

こうした一見過激に見える中小企業批判だが、これまでも幾度となく指摘はされてきたことだ。中小企業基本法改正の問題点とされている中小企業の定義についても、非常に曖昧で、「中小企業」である方が有利であると経営者が判断すれば、「中小企業」でいられる。例えば、昨年の消費税引き上げの際のポイント還元制度の利用を巡って、一部の中小大手流通企業が減資を行い、資本金を低く抑えることで、めでたく「中小企業」となって、制度の利用を



可能とした。

このように「成長しよう」という意欲を削ぐ形で、中小企業基本法が使われているのではないかという指摘は、今回に始まったことではない。

・家業から発展しない

京都のある中小企業経営者は、父である創業者から経営を引き継いで、15年ほどが経過したが、ずっと掲げているのは「家業からの脱却」だ。

「中小企業の多くは、三ちゃん経営、要するに父ちゃん、母ちゃん、じいちゃんやってきたところが多い。家族で経営をやっていると、家計も会社としての経理も一緒くたになっている。なので、従業員が増えても、そのままの感覚で、会社の金を個人のものとして使ってしまう。」この経営者は、経営を引き継ぐと、まず会社の月次決算を毎月、売上目標、収益率など、すべて従業員に公表するようにした。「馬鹿なことをしていると、先輩経営者から笑われたこともあります。しかし、中小企業で働いて、一番嫌なことは、いくら儲かって、どう分配されているのかさっぱりわからない。だから、景気悪い、ボーナスはないと言われても、社長はまた新しい高級車買っていると、従業員は嫌気がさすのです。」

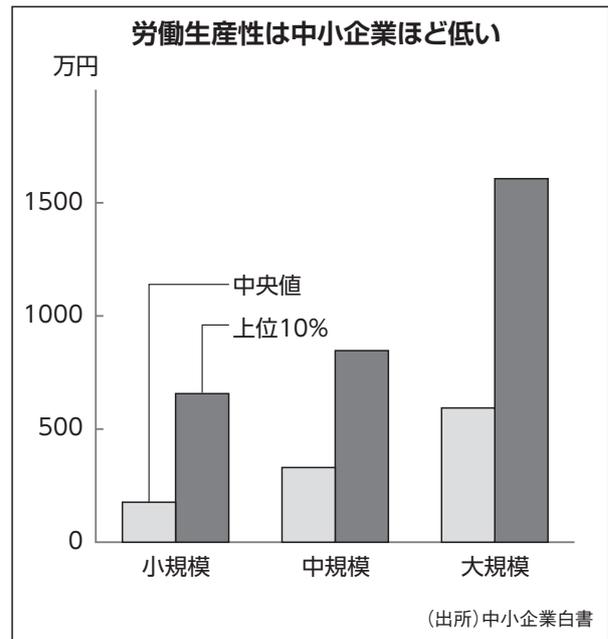
家業のまま、「節税」と言いながら、要するに経営者家族が金を好きに使っていると、そう思われている。こうした家業から脱却して、会社として、従業員にもきちんと金の動きが説明できないようでは、優秀な従業員を確保することが困難だし、「納税意識が低い」と批判されても反論できないだろう。

・大企業との取引条件の改善が先

一方、「中小企業の生産性が悪い、収益性が低い」というのは、大企業の実績、収益性を見せかけるために、中小企業がしわ寄せを食らっているからだ。生産性の改善、収益性の向上を言うならば、中小企業を批判する前に、大企業と中小企業の取引条件などの取り締まりの厳格化などをしてほしい」と反論する意見もある。

少なくなったとは言うものの、長期の手形での支払いや、納品後の値引き要求、さらに毎年定率でのコスト削減などが、中小企業の実績や収益性を圧迫しているという意見は、多くの経営者から耳にする。

こうした問題に取り組む若手経営者も増えてい



る。首都圏のある製造業の経営者は、やはり事業承継後に、すべての取引の収益を洗い出した。「驚きました。父親である先代が自慢していた大企業との取引のほとんどが赤字。販売価格よりも、製造コストの方が大幅に上回っている。これでは、従業員が一生懸命働いても、利益を産まないどころか、失っている。」大手企業との取引があるというのは、中小企業にとっては誇りだし、営業に使えると先代は主張したらしいが、「誇りもなにも、値上げ交渉もせずに何年も放置して、だいたいウチの会社、どこかに営業なんか行ってましたか」という話。要は見かけだけを取り繕って、そのつけを従業員に押し付けてきただけでしょう。私になって、全部、断ってきましたが、赤字を生む取引が無くなった分、利益率は上がりました。」

もちろん、この企業のように簡単に行くとは限らない。しかし、経営者として、きちんと収益性を勘案し、売上至上主義から脱却することは、これからは重要になる。

・「サービス」を無料と定義した段階で負けている

日本に来た外国人が感激することの一つに、日本では高級料亭でも、ファストフードでも接客が非常に丁寧なことがある。これは、日本が世界に誇れることでもあるが、一方で企業と、そこで働く従業員たちを疲弊させている現況でもある。

東京のある居酒屋の経営者が書いているツイッターが、多くの飲食店経営者や従業員から人気を集め

ている。この経営者は、辛辣で、「クソ客なんかいない」と繰り返し主張する。「クソ客」とは、「お客様は神様だ」と主張し、大した金額を使わないにも関わらず、店側に無理難題を押し付け、騒ぎ、他の客にも迷惑をかけるという人たちだ。要するに、手厚いサービスを受けたいのであれば、それなりの金を払って、それなりの店に行けと、至極真っ当なことを言っているのだ。

日本の生産性の低さの原因の一つとして、この「お客様は神様」理論があると指摘される。海外に行けばわかることだが、低価格のファストフードと、高価格のレストランでは、そこで提供されるサービスの質は差があるし、客側もそれを当然だと受け止めている。特別なサービスを受けた場合は、それに対してチップという形で支払う習慣が、現在も多くの地域で残っている。もちろん、このチップ制にも賛否両論あるが、いずれにしても「サービス」が無料であり、低価格だろうが、高価格だろうが均一に提供されるという考え方はない。

日本のいわゆる悪質クレマー問題の根本には、この「お客様は神様」理論が存在し、「サービス」を受けることは平等の権利だという発想から発生しているといえる。そもそも大きく間違っているのは、本来の「サービス」には無料という意味はないのだ。「サービス」は、相応の対価を支払うべき商品の一つであって、決して「無料」ではない。

日本にこの言葉が移入されて、いつの間にか「サービス=無料」と訳してしまった段階で、大きな失敗をしてしまったようだ。

しかし、コロナ以前から、流通小売業、飲食業において、悪質クレマーが問題となり、次第に経営者の中から「サービスに対しては、相応の対価を支払うべきだ」という声が上がってきている。このよ

うに発想を転換し、「サービス=有料」とまず転換することで、実は生産性が向上する。先に紹介した東京の飲食店主は、金も払わず、要求だけする客に対応すればするほど、従業員は疲弊し、良質な顧客を失い、結果として収益率を低下させ、最終的には経営破綻すると指摘している。別の飲食店経営者は、「我々はいかに多くの客に来てもらうかを考えるが、同時にどういった客には来てもらわないようにするかと考えることも大事なのだ」と言う。

・生産性向上=コスト削減ではない

日米の中小企業の経営を、特にITに関して比較すると、大きな違いがあると指摘されている。今回のように政府などから、中小企業の生産性の悪さを指摘されると、慌てふためいて、コスト削減に走る経営者もいるかもしれない。しかし、生産向上は、コスト削減だけを意味していない。

もちろん、コスト削減も重要だが、今回、ご紹介した経営者たちのように、今回の苦難の中でも前向きに捉えて、新たな試みに取り組んでいかないので、単に縮小してしまう。

先に紹介した経営者は、こう述べている。「コロナを機会に経営を見直し、不採算の仕事を切る。空いた時間と労力を、新しい仕事に回せると考える。どんな新しい仕事を創り出せるか、従業員と一緒に考えることは楽しいことだ。」

これから、中小企業、中小企業経営者への風当たりは厳しいものになるかもしれない。しかし、危機の時こそ、一国一城の主の力量が試される。中央会のネットワークや支援制度も最大限に活かし、「コロナ」だからこそ、政府の特別な支援制度、融資制度なども使えるものは、すべて使うくらいの覚悟で、年末年始に向かっていっていただきたい。

中村 智彦(なかむら ともひこ)

【ホームページ】
<http://monodukuri.jp/>

【常勤】
神戸国際大学経済学部 教授

【非常勤】
関西大学商学部 非常勤講師
日本福祉大学経済学部 非常勤講師

【専門】
中小企業論
地域経済論



【略歴】

1964年 東京都生まれ
1988年 上智大学文学部卒業
2000年 名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程修了(学術博士・名古屋大学)

【活動】

愛知県「愛知ブランド」認定委員
京都府向日市ふるさと創生計画委員会座長
東京都北区産業活性化ビジョン検討委員会副委員長
山形県川西町第5次総合計画アドバイザー
やまがた里の暮らし大学校「まめ学部」学部長
<http://www.facebook.com/mamenoarumachi>



知的財産権あれこれ2020

～食品パッケージの工夫～

横井 敏弘 氏

みさき国際特許事務所 代表・弁理士

2020年も残すところあと少しとなりました。目に見えないウイルスとの闘いはまだまだ続きますが、社会的経済的活動を制限してウイルスを避ける段階から、社会的経済的活動を実施しながらもウイルスを避けるという共存を目指す段階へと移行しております。

9月に入ってからも続いていた残暑も一転、秋の空気になって迎えたシルバーウィークには、観光客で賑わう兼六園の様子が北國新聞に掲載されました。



※北國新聞HPより

さらに2020年10月1日以降出発分からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況から開始当初は対象外とされていた、東京都を目的とする旅行と東京都に在住している方の旅行についても、「GoToトラベル」キャンペーンの支援対象になることが決まっています。金沢駅周辺や兼六園周辺をはじめとした、石川県の観光名所がますます賑わうことでしょう。医療や流通、生活インフラを支えて下さっている方々に感謝し、新型コロナウイルス感染流行の終息を願いながら、引き続き感染防止対策を行おうと思います。

さて先日、ようやく補充された食卓のマヨネーズのチューブを絞っていた時に、あっと驚いたことがありました。お好み焼きにもサラダにも、自分で何度か手を動かしてウェーブを描いていたのですが、この時は手を動かす前にすでに何本もマヨネーズの線が出てきたので、すぐにキャップを見返しました。するとマヨネーズの出口の穴が1つではなく3つもあり、さらにキャップ内部にマヨネーズが殆ど付着しておりませんでした。すでにご存知の方も多いかもしれませんが、キューピーマヨネーズのHPによると、どうやら350gのマヨネーズは現在「3つ穴」と「星型」のダブルキャップとのことです。

この3つ穴の構造は、キューピー(株)とメビウスパ

ッケージング株式会社を意匠権者とする意匠登録がされております(登録番号:意匠登録第1648038号、登録日:2019.11.22)。

またキューピー(株)とメビウスパッケージング(株)を出願人とする特許出願(特願2018-164005・出願審査請求なし)には、各注出部(穴)からの吐出流が分離しないための記載や注出部を斜めにすることで液ダレの低減や容易な液切れが実現されるなどの発明が記載されております。

この3つ穴キャップは、公益社団法人日本包装技術協会が毎年開催している、「日本パッケージングコンテスト」の2019年「食品包装部門賞」を受賞し、このコンテストの入賞作品のみが応募できる、世界包装機構(1968年に設立された包装分野における国際的な組織)の「ワールドスターコンテスト2020」のフード部門にて、「ワールドスター賞」を受賞されたとのことです。

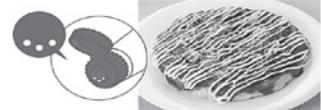
キューピー(株)のプレスリリースには受賞の3つのポイントが説明されており、中央の絞り口を小さくすることで線描き時にマヨネーズの蛇行を抑制し、絞り口の配置を手前に寄せることで出た線がそれぞれ独立し、筒状で角度のついた絞り口にすることでキャップへの付着を抑制した、とのことです。

「日本パッケージングコンテスト」ですが、「ジャパンスター賞」「包装技術賞」「包装部門賞」があり、2019年の最上位である「ジャパンスター賞」内「経済産業大臣賞」は(株)デンソーロジテムのドローン運搬箱でした。

多種多彩で大変見応えのある数々の受賞作品の中から、もう1作品ご紹介させていただきます。



3本の線がかける「3つ穴」

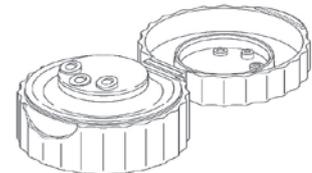


たっぷり使える「星型」



※キューピー株式会社HPより

【蓋を開いた状態の斜視図】



※特許庁HPより

2019年日本パッケージングコンテストで公益社団法人日本包装技術協会会長賞を受賞した、株式会社 Mizkan (ミツカン) と凸版印刷株式会社の「押すだけプシュッと」です。



(株) Mizkan
凸版印刷 (株)

※公益社団法人日本包装技術協会HPより

創業1804年(文化元年)の(株)ミツカンは、利便性と満足性を高めた商品開発に力を入れており、2008年にフィルム不要の容器と箸でつまめるたれ「あらっ便利」を、2012年には容器の上蓋をパキッと割るとたれが出る「パキッとたれ」(出願番号:特願2012-263862、出願日:2012年11月30日、発明の名称「納豆容器、容器入り納豆及びその製造方法」※特願2011-32670の分割出願)をこれまでに発売しています。

この「押すだけプシュッと」のたれ袋とからし袋は、「なっとういち」(においを控えめにしているのが特徴で、京阪神ほか一部地域で発売中)に2018年12月1日に導入・販売され、「金のつぶ」シリーズにも採用されて

おります。子供やご年配の方の指の力でも、袋を押すだけでプシュッとのはがれるシールを採用し、またプシュッと押したときに周囲に飛び散らないよう、出口の形を工夫することで勢いを調節しています。2016年6月9日に特許出願され、2020年6月2日に登録された発明です(特許第6712013号、特許権者:株式会社 Mizkan Holdings・株式会社 Mizkan、発明の名称:包装袋、包装袋連結体、及びそれらの製造方法)。

開発に6年半かかったというこの画期的な袋に、矢印やイラストや「ここを押す」の文字など丁寧に分か

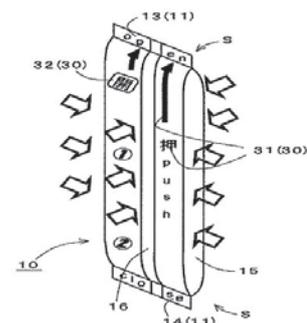
りやすい印刷を施すことで、小さいたれ袋やからし袋を指でつまんで切る時にこぼれて指に付くから面倒だ、といった消費者の持つイメージを変えることができたので、**「金のつぶ 押すだけプシュッと 梅風味黒酢たれ」**は、袋を変えて売上げが1割増えたとのことです(2019年8月10日付朝日新聞デジタルの記事より)。

好みの味でどちらを買うか迷った際に、取り出しやすさなどの工夫がプラスされた方を取って手にとってみると、新たな発見があるかもしれませんね。

9月30日付北國新聞に、シルバーウィーク中の登山者でにぎわう白山・室堂ビジターセンターの様子が掲載されておりました。コロナ禍で宿泊人数を制限している山荘には宿泊せずに、日帰りやテント泊を楽しむ登山者が増えているとのことです。これから紅葉の時期を迎え、ますます賑わうのでしょうか。そんな登山の必需品のひとつに行動食が挙げられますが、登山愛好家に愛されている行動食のパッケージにも特許が取得されております。

ご存知のとおり登山はかなりのカロリーを消費するスポーツで、ざっと、消費カロリー=行動時間(h)×体重(kg・荷物を含む)×5(kcal)と言われております(さらに山の斜度や年齢や性別等も加味した細かい計算方法もあります)。例えば成人男性(70kg)が5kgのザックを担いで日帰り登山をする場合は、6時間×75kg×5kcal=2,250kcalがだいたい消費されます。これから昼食摂取カロリーを引いた分を、行動食でまかなうことになります。休憩中や文字通り行動中に摂取し、ダイエット中には制限するような糖質や脂質もしっかり補います。動いている時にサッと食べるために、ポケットに入るくらいのコンパクトさや片手で扱えるスマートさが重視されます。

2020年2月25日に発売された、井村屋株式会社の「スポーツようかんポケット あずき」は、商品の中央を押すだけで簡単に食べられる「ギュッと押すだけパッケージ」を採用しており、特許を取得しています(発明の名称:合成樹脂包装用袋入り食品の製造方法、特許第6114206号、特許権者:井村屋グループ株式会社、特許出願日:2014年1月29日)。



※特許第6114206号・特許公報より

2012年にスポーツ中の糖質補給を目的として発売されたようかんで、他のスポーツフードとの食べ合わせが可能な18gの少量にするなど形態の変更やフレーバーを展開し、現在に至っています。やや大きめの「スポーツようかん」シリーズには味が2種類あり、あずき味は重さ40g・113kcalで、塩分も付加されているカカオ味は重さ38g・124kcalです。パッケージの開封を工夫するだけでなく、食感やサイズ感を重視して数種類販売されているので、マラソンランナーといったアスリートにも支持されているようです。



※井村屋(株) ニュースリリースより

この「スポーツようかん」という名称ですが、井村屋グループ(株)が2012年8月9日に商標登録出願し、特許庁より拒絶査定を受けたものの、拒絶査定不服審判を請求し、結果、拒絶査定不服の審決が成立(「原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。」、2014年4月25日に商標登録されました(商標登録番号第5665927号、指定商品：第30類「ようかん」、標準文字)。

拒絶査定を受けた際には、「スポーツようかん」から「スポーツ」の部分が発離・抽出され、先行商標と類似するとの判断がなされました(商標法第4条第1項第11号)。最終的に特許庁審判官が出した、拒絶査定不服の審決の内容を以下に記載いたします。

本願商標は、「スポーツようかん」の文字を標準文字で表してなるものであるから、視覚上とまりよく一体的に看取されるものであり、これより生じる「スポーツヨウカン」の称呼もよどみなく一連に称呼し得るものである。

また、本願商標は、その構成中の「スポーツ」の文字と「ようかん」の文字が、いずれも極めて日常的に使用されている語である。

そして、スポーツを行う場合、水分や栄養、エネルギーを消費することから、その補給のために各種飲料や食品が用いられているところであり、ようかんも手軽にエネルギー補給ができる食品である。

そうとすると、本願商標は、「スポーツに関連したようかん」程の意味合いを暗示するものといえるから、観念上も一体的なものとして認識されるものである。

してみれば、本願商標は、構成全体をもって一体不可分のものと認識され、取引に資されるものというのが相当である。

そうとすると、本願商標より「スポーツ」の文字部分を分離、抽出し、その上で、本願商標と引用商標1(登録第4498833号商標 商標「sports」(標準文字) 指定商品 第30類「菓子及びパン」)及び2(登録第5007762号商標 商標「スポーツ」の文字と「SPORTS」の文字を二段に横書きしたも 指定商品 第30類「穀物の加工品、調理済み冷凍めん類、ぎょうざ、サンドイッチ、しゅうまい、すし、たこ焼き、肉まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、べんとう、ホットドッグ、ミートパイ、ラビオリ)とが類似するものとして、本願商標を商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。その他、本願について拒絶の理由を発見しない。よって、結論のとおり審決する。

井村屋(株)の看板商品のひとつである「スポーツようかん」ですが、とてもいいネーミングだと思います。

今回は3つの食品パッケージをご紹介させていただきましたが、自社で容器の開発・権利化をされている共通点から、その部門で日本を代表する企業であることの底力を感じました。

弁理士プロフィール

横井 敏弘(よこい としひろ)

みさき国際特許事務所 代表・弁理士
1973年生まれ 石川県出身

【学 歴】 石川県立七尾高等学校理数科卒
東京大学教養学部基礎科学科卒(化学専攻)
東京大学大学院総合文化研究科広域科学専攻中退

【職 歴】 龍華国際特許事務所
(分野：無線通信機器、撮影機器、画像処理、ビジネスモデル)
特許業務法人アイ・ビー・エス

(分野：複写機器、コンピュータ、画像処理、符号技術、粘着剤、土木工法、織物、ビジネスモデル)

【講 演】 「ビジネスモデル特許の現状と課題」(発明協会石川県支部主催)

【業務分野】 ・特許、実用新案、意匠および商標の国内出願手続
・海外出願手続
・知財コンサルタント

秋の叙勲・褒章受章の方々(会員関係)

令和2年秋の叙勲・褒章受章者が決定され、本会関係では、
次の方々はその榮譽に輝かれています。

心からお慶び申し上げます。今後のさらなるご活躍をお祈り申し上げます。



旭日中綬章

(建設業振興功労)

北川 義信

元 石川県総合建設業協同組合 理事長
元 石川県中小企業団体中央会 理事

旭日小綬章

(自動車運送事業振興功労)

繰川 由一

元 石川県貨物運送協同組合連合会 理事

旭日単光章

(中小企業振興功労)

疋田 正一

元 旭丘団地協同組合 理事

瑞宝双光章

(調停委員功労)

泉谷 信七

現 飯田町商店街協同組合 理事長

瑞宝単光章

(伝統工芸業務功労)

表 正則

元 山中漆器連合協同組合 理事

瑞宝単光章

(伝統工芸業務功労)

中嶋 虎男

元 山中漆器連合協同組合 理事

黄綬褒章

(業務精励・織物業)

荒木 重則

現 小松織物工業協同組合 理事長
現 石川県中小企業団体中央会 理事

藍綬褒章

(菓子製造業振興功績)

高崎 憲二

現 石川県米菓工業協同組合 理事長

藍綬褒章

(生活衛生功績)

多田 計介

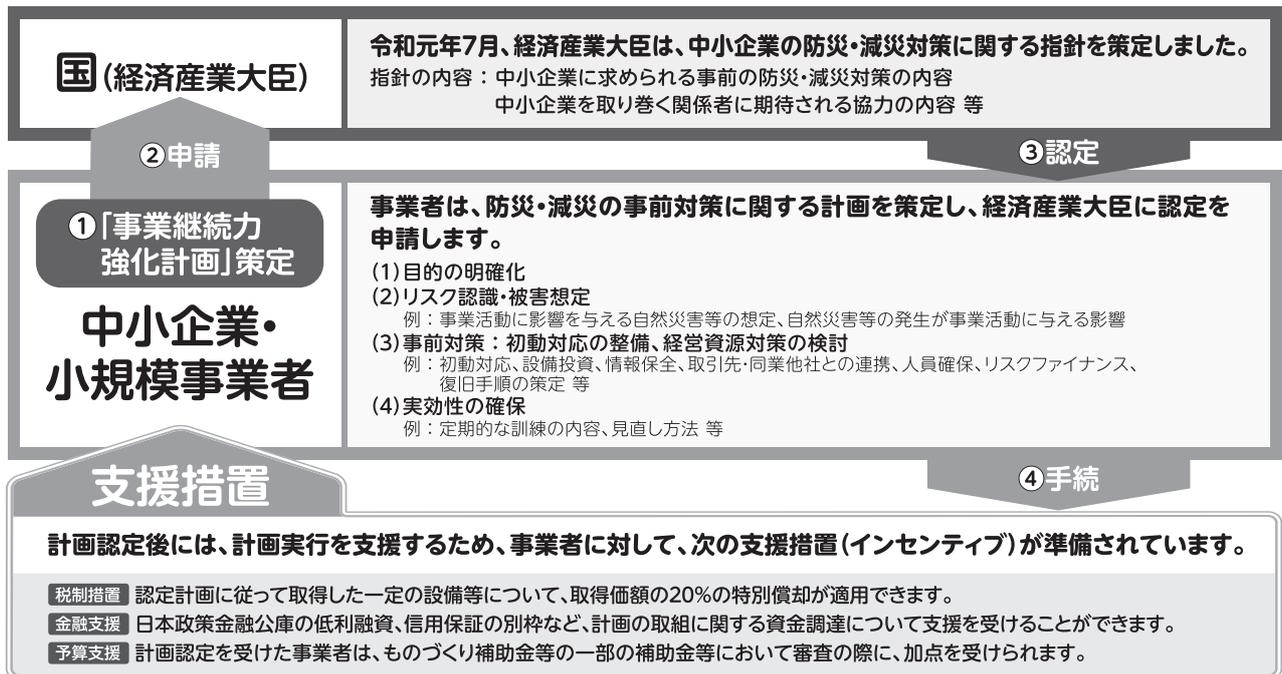
現 石川県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長
現 和倉温泉旅館協同組合 理事

ご存知ですか？ 工業団地の連携事業継続力強化

1. 事業継続力強化計画認定制度の概要

大規模な自然災害の頻発を受け、組合を含む中小企業の事業継続力強化、即ち、自然災害に対する事前対策（防災・減災対策）促進を目的とした、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（中小企業強靱化法）」が、令和元(2019)年に成立、施行されました。この法律には、防災・減災対策に関する計画認定制度が盛り込まれており、さまざまな支援策が準備されています。ぜひ、活用しましょう。

計画認定スキーム



中小企業を取り巻く関係者による防災・減災対策の支援

本制度を踏まえ、右記の中小企業を取り巻く関係者には、普及・啓発活動の実施、人材の育成等の取組が期待されます。

- 中央会
- 商工団体
- サプライチェーンの親事業者
- 金融機関
- 損害保険会社
- 地方自治体 等



- 経済産業大臣認定の制度です。申請先は、各地方経済産業局となります。
- 申請主体のパターンは2種あります。個社で申請する場合は、「単独」、複数事業者で申請する場合は、「連携型」を選択してください。（本マニュアルは「連携型」にフォーカスしています）
- 計画の焦点は「防災・減災」です。いわゆるBCPと同等の計画を企図されていませんが、BCPを策定している場合は、申請時に参考資料として添付することが可能です。
- 計画認定は、策定のみで申請可能です。計画の実行フェーズは、計画の認定後となります。
- （参考）関連分野における国の計画認定制度の例
 - 国土強靱化貢献団体認証（レジリエンス認証：内閣官房）
 - 災害時建設業事業継続力認定制度（国土交通省の各地方整備局）

2. 制度に関する基本情報

制度に関する基本文書、情報

計画認定を希望する事業者が、申請時に確認すべき基本的な文書は、基本方針、申請様式、策定の手引きです。いずれも、中小企業強靱化法に基づき、国が定めたものです。「基本方針」は、事業継続力強化計画の認定基準と該当します。必ず確認しましょう。

中小企業庁ホームページ（下記URL）では、上記の基本的な文書はもちろん、制度の概要や計画認定を受けた事業者の状況（認定状況）、普及啓発事業の内容等が公表されていますのでご活用ください。特に、認定状況では、都道府県別に認定数と事業者名が公表されますので、認定事業者の対外的なアピールや、取引先等の認定可否の確認が可能です。（非公表も選択可能）

事業継続力強化計画

検索



<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

認定を受けられる「中小企業強靱化法企業者」の規模、及び「中小企業者」に該当する法人形態等について

事業継続力強化計画認定制度において、認定を受けられる企業は下表のとおりです。企業組合、協業組合、事業協同組合等についても、下表下の記載に該当する者は事業継続力強化計画の認定を受けることができます。

（出典）連携事業継続力強化計画策定の手引き（令和元年12月11日版）

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額または出資の総額 <small>（または）</small> 常時使用する従業員の数	
製造業その他 ^{*1}	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業 ^{*2}	3億円以下
	ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下
	旅館業	5千万円以下

*1 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。

*2 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

①個人事業主

②会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び士業法人）

③企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会

④生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合

※①、②については、上記表に該当する必要があります。④については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要です。

※①個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人（②～④）の場合は法人設立登記がされていることが必要です。

※税制優遇の対象となる企業は、認定を受けられる対象企業の全てではありませんので、注意が必要です（詳細は手引き参照）。

(事例 1)

面的連携

異業種

熊本南工業団地協同組合

熊本南工業団地協同組合は、高度化事業を活用し、熊本市内で事業を行う鑄造業を中心とした10社で、1974年に設立した。その後、4回の施設再整備事業等を活用した団地拡張を経て、現在は24社で運営にあたっている。2016年の熊本地震で、団地や道路等のインフラが甚大な被害を受けたことで、「他社と協力して対応すること」の大切さを痛感し、組合としてもBCP (Business Continuity Plan、事業継続計画) を策定したが、地域や各社を巻き込んだ団地全体のBCPについては、難しく感じていたため、わかりやすい今回の認定制度創設は「渡りに船」であった。

■取組のポイント

●ポイント①：組合員の自然災害リスク認識の共有

組合員はみな、熊本地震を経験しているため、自然災害リスクに対する危機意識を共有していた。

●ポイント②：認定事業者向けのインセンティブが制度活用を後押し

組合員企業の多くは、事業の発展のため、「ものづくり・商業・サービス補助金 (ものづくり補助金)」を有効活用してきたが、近年は採択が厳しいことが課題であった。このことも、計画認定制度への取り組み推進を後押しした。(組合員の賛同を得やすかった)

●ポイント③：支援者の存在

●九州経済産業局から、詳細説明を受けることができた。

●創設されたばかりの認定制度だったので、どの様に取り組んだら良いのか見いだせずにはいたが、上記の説明や、外部コンサルタント会社による具体的な内容の勉強会 (全4回) を実施したことで、組合員の理解を深めることができた。

■計画策定のきっかけと苦労

●きっかけは熊本地震の被災

熊本地震による甚大な被害を受け、組合で中小企業等グループ施設等復旧整備補助金 (グループ補助金) の申請を行った。その際、BCPの必要性を痛切に感じ、各社と組合がそれぞれ、BCP等災害対策には取り組んでいたが、団地全体のBCPは難しく感じていた。

●計画策定時の苦労：大きな組織

団地内に本社を置く組合員は約6割だが、月に1回の理事会・定例会には、ほぼ全組合員の参加ができており、良好な関係が維持され、組合組織間の結束力は強い。しかし、組合員24名という大きな組織における連携であり、全員一致のとりまとめは難しかった。特に、本社を他の地域に置く組合員が4割程度存在するため、組合の定例会に意思決定権を持つ経営者 (組合員) 全員を集めることが難しかった。

熊本地震で、単独事業者の限界に直面 全組合員 (24名) の連携によって課題を克服!

熊本地震の被災経験から連携した取組へ!

(熊本県上益城郡嘉島町大字井寺431-1)

<http://minamid.jp/>



●組合概要

- 設立年月日：昭和49(1974)年9月6日
- 組合員数：24名
- 職員数：5名(事務局2名、ガソリンスタンド3名)
- 出資金：18,000,000円
- 組合員資格：正組合員24社

●組合事業

- 月1回の理事会・定例会
- 経営環境の変化に対応するため、様々な集団化事業を実施（例：中小企業高度化事業、人材高度化支援事業、短時間労働者雇用管理改善等事業、中小企業賃金制度支援事業など）
- 継続的な共同事業：上下水道事業、ガソリンスタンド事業、共同宿舍事業

■連携のメリット

計画認定が危機意識の向上と連携の高度化につながる！

●事業者が単独で行う対応の限界を補い合える

熊本地震の被災事業者として、連携して災害対応にあたることの重要性を理解し、団地内で下記の連携を実施している。

- 自家発電設備の共同導入の検討
- 共同による非常用備蓄（例：水、食料、緊急用バッテリー、ガスボンベが燃料の発電機）
- 連携参加事業者間での資金調達、リスクファイナンス（例：損害保険）に関する啓発活動

●連携型から単独型への深化：組合員の危機意識の向上

組合を代表者とする連携型の計画認定を行ったことで、組合員の危機意識が向上した。具体的には、個別事業者における「単独型」の計画策定、認定申請の展開に貢献した。立案中を含め4事業者が、単独型の計画策定に取り組み、これらに追従して計画策定に取り組む組合員が増える見通しにある。

●広域連携への展開

組合は、熊本県内の他の団地組合との連合体である工場団地連絡協議会に積極的に参画、複数の事業所を持つ組合員が団地運営に参画していることもあり、団地外の地域とのつながりを大切にしてきた。この素地に加えて連携型の計画認定を受け、地域の工業団地の集積地が被災した場合などを想定し、団地外との広域連携による計画策定の必要性を検討している。例えば、近隣の大企業者との連携などが考えられる。今後、計画を毎年見直すことで、レベルアップを目指す。



(事例2)

面的連携

異業種

明科工場団地協同組合

明科工場団地協同組合は、1986年、高度化事業を活用し、異業種8社で設立した。団地進出から20年で高度化事業の完済を済ませた後も、集団化事業に積極的に取り組んでいる。6社の組合員が、設立当時から現在まで活躍しており、組合員間の合意形成、情報連携、課題の共有がスムーズであることが、今回の取組を後押しした。

■取組のポイント

●ポイント①：組合内と地域との良好な関係構築

- 日頃から良好な人間関係が形成されている組合組織なので、スムーズに合意形成できた。
- 理事長および組合員企業は、地域の要職を引き受け、地域経済界の中核となる活動をしている。また、年に2回開催されているゴルフコンペには、工場団地近隣の人たちを招待して、良好な関係を築いている。
- 災害時には安曇野市役所等とも連携を図り、避難所運営や道路啓開に関する協力・調整先として連携を図ることとしている。（「協力者」の申請書記載はなし）

●ポイント②：小さめの組織

団地進出時の経営者（組合員）が続投、異業種で6社という小さめの組織のため合意形成がしやすい。毎月定例会を開催しているため、情報交換や課題の共有がしやすい。

●ポイント③：支援者の存在

計画認定申請のとりまとめについては、長野県中小企業団体中央会の担当者が全面的に支援を行った。申請後の計画見直しや計画修正についても、継続的に支援している。

■計画策定のきっかけと苦労

●きっかけは平常時の課題解決

組合員企業の多くは、事業の発展のため、ものづくり補助金を有効活用してきたが、近年は採択が厳しいことが課題であった。そこで、加点要件を網羅するため、計画認定制度に取り組んだ。

●計画策定時の苦労①：組合員の自然災害リスク認識の共有

団地は、犀川と高瀬川の合流点近くに立地しており、過去に洪水による浸水被害（5m）があったが、団地進出以前のものであり、組合員のリスク認識は高くはなかった。このため、組合員相互にハザードマップを確認することによって、自然災害リスクに対する危機意識を共有した。

●計画策定時の苦労②：合意形成

計画申請に際しては、連携者間の合意形成が必要となる。そこで、計画の承認について、理事会の議題とし、結果を議事録に記載しエビデンスとした。なお、合意形成は、連携体のメンバーが多いほど、より時間をかけて丁寧に実施することが望ましいと感じる。

**連携では合意形成が大切！
日頃の良好な関係構築がベースとなります！**

認定後の支援措置の活用から連携した取組へ！

(長野県安曇野市明科七貴6093-4)

<https://www.azumino-biz.net/azumino-sd/danchi/akashina.html>



●組合概要

- 設立年月日：昭和61(1986)年5月28日
- 組合員数：6名
- 職員数：1名（パートタイム）
- 出資金：18,800,000円
- 組合員資格：正組合員6社 賛助会員12社

●組合事業

- 理事会（月1回の定例会）：組合員各社の親睦交流と共通するテーマの解決に向けての活動を実施
- 共同購買：昼の弁当の共同購買を実施
- 福利厚生事業：ゴルフコンペ（年2回）を実施

■計画認定後の取り組み

**計画認定後に近隣地域が台風で被災
組合員の危機意識のさらなる向上につながる！**

●近隣の台風被害を受け、組合員のリスク認識がさらに向上

計画認定申請を提出約1ヶ月後に台風19号が上陸。団地内に大きな被害は無かったが、下流域での大規模な浸水被害を目の当たりにしたことで、計画実行段階では、組合員から、具体的な対策や計画の修正案が出されることになった。

- 団地の避難訓練（年1回）の見直し
 - 組合員各社の操業状態や勤務形態が異なるため、訓練範囲や実施方法を見直す必要がある
- 各社の緊急連絡網の更新
- 非常用発電設備の導入
- 連携計画をベースにした、個別企業の計画策定 など

第72回中小企業団体全国大会(茨城県)の開催



開催地挨拶

全国中央会と茨城県中央会の主催による、第72回中小企業団体全国大会が、10月22日(木)、「つながるひろげる連携の架け橋～スクラム強く団結前進～」をキャッチフレーズに水戸市のザ・ヒロサワ・シティ会館(茨城県立県民文化センター)において開催されました。今年度は新型コロナウイルス感染症対策として規模を大幅に縮小し、全国から中小企業団体の代表者等約400名が参集しました。

本大会では梶山経済産業大臣をはじめ国や地元行政、関係機関の代表などの来賓から祝辞(一部ビデオメッセージ)を賜りました。



茨城県出身の口笛奏者によるアトラクション

議事では、阿部真也議長(茨城県中央会会長)、堀一副議長(新潟県中央会会長)、坂倉徹副議長(神奈川県中央会副会長)の下、全国の中小企業・小規模事業者が、直面している難局から脱却し、その先の持続的な成長と豊かな地域経済社会の実現に向けて、「中小企業・小規模事業者等の生産性向上・経営強靱化支援等の拡充」、「中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進」、「中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備」等の具体化、中小企業対策の拡充に関して決議し採択されました。(15ページ 決議概要を参照)

なお、大会では、全国中小企業団体中央会会長表彰として、優良組合32組合、組合功労者74名、中央会優秀専従者20名が表彰され、表彰式は総代のみで行われました。本県からは下記の3名の方が受賞されました。心からお祝いを申し上げます。

石川県からの受賞者

●組合功労者

石川県電器商業組合	代表理事 福田外茂男 氏
石川県箔商工業協同組合	代表理事 蚊谷 八郎 氏

●中央会優秀専従者

石川県中小企業団体中央会	総務課係長 二山 めぐみ
--------------	--------------

なお、次回の第73回中小企業団体全国大会は、令和3年11月25日(木)に、パシフィコ横浜国立大ホール(神奈川県横浜市)において開催することを決定し、大会旗が森洋(全国中央会会長)から坂倉徹(神奈川県中央会副会長)へ継承され、坂倉副会長が次期開催地会長挨拶を行い、大会は終了しました。



総代による表彰授与の様子



次期開催地へ大会旗継承

第72回中小企業団体全国大会決議【概要】

全国中小企業団体中央会

背景・目的

- 多発する自然災害、国内外でのマイナス要因が強まる中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中小企業・小規模事業者の経営は未曾有の難局に直面。この難局を乗り越えるためには、協同して経営資源を補完・補強し合うことが効果的であることから、国等からの迅速かつ手厚い支援策が必要。
- ウィズコロナの時代を共に切り拓き、共に発展することを目指す上で、組合等連携組織とそれを支える中小企業団体中央会の基盤強化が重要。
- 国等は、中小企業・小規模事業者の難局からの脱却、その先の持続的な成長と豊かな地域経済社会の実現に向けて、本決議事項の実現に強く取り組まれない。

I. 中小企業・小規模事業者等の生産性向上・経営強靱化支援等の拡充

1. 新型コロナウイルス感染症及び多発する災害からの復興支援と中小企業強靱化・事業継続力強化への強力な推進
2. 生産性向上の実現支援の加速化と新たな展開対応への支援強化
3. 次世代への円滑な事業承継・後継者育成に向けた対策の強化
4. 中央会の指導体制・支援機能の拡充・強化、実態やニーズに即した組合制度への運用改善
5. 地方創生推進に向けた対策の拡充

II. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進

III. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充
2. 中小企業・組合税制の拡充
3. 中小製造業等の持続的発展の推進
4. エネルギー・環境対応への支援の拡充
5. 卸売・小売業・まちづくりの推進、中心市街地活性化に対する支援の拡充
6. サービス業支援の強化・拡充
7. 官公需対策の強力な推進

「補償保険共済制度推進に関する包括連携協定」を締結 ～石川県中央会と三井住友海上火災保険(株)金沢支店～

本会と三井住友海上火災保険(株)金沢支店との間で10月1日、「補償保険共済制度推進に関する包括連携協定」を締結しました。

この協定は、会員組合等に対し補償保険共済制度の普及推進を積極的に行うことにより、会員組合及びその組合員企業等の事業活動のリスクヘッジと持続的発展を図ることを目的とし、団体保険制度の周知や、セミナー等の開催を実施する内容となっております。

今後は、同社募集人が補償保険共済制度の普及推進のために、右記の通り名称を使用し組合等を訪問することもございますのでよろしくお願い申し上げます。



〈名刺表記イメージ〉

石川県中小企業青年中央会「人材養成塾Fight!」を開催 ～「新型コロナウイルスに関する支援制度について」～

8月21日(金)に金沢流通会館にて、「人材養成塾Fight!」を開催しました。

今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、どの業界も厳しい状況にある中で、苦しい現況を打破するための一助となるべく、石川県の緊急支援制度や国の労務関係の助成金制度についての研修会を開催しました。

勉強会は二部制で行い、第1部では石川県商工労働部経営支援課の山森氏より、石川県の主な新型コロナウイルス関連の支援制度及び中小企業の強靱化対策等についてご説明いただきました。第2部ではR社会保険労務士事務所の室田社労士より、「国の労務関係の助成金制度について」をテーマとして、雇用調整助成金など新型コロナウイルス感染症に対する支援金を始め、労務関係の助成金制度についてご説明いただきました。

両テーマとも若手経営者が直面している喫緊の課題に対応する制度であることもあり、参加者の方からは「知らない助成金が多く勉強になった」、「重要性を再認識できた」などの声が聞かれました。



研修会の様子



室田氏



山森氏

石川県中小企業青年中央会「組合青年部代表者会議」を開催

10月28日(水)に、青年部組織や企業の事例などを紹介する「組合青年部代表者会議」を開催し、25名が参加しました。

今年度は新型コロナウイルスの感染防止を鑑み、例年実施している視察スタイルを変更し、Zoomを活用しオンラインでの参加も可能としたセミナー形式での開催としました。

富山県電機商業組合青年部会の部会長 黒田保光 氏からは自身の会社であるケイ・ディックのお話や富山県電機商業組合青年部会の取り組みなどのお話をいただきました。電器屋は単に家電を売るというイメージがあるが、ケイ・ディックでは「モノを売るのではなく、コトを売る」とし、高齢者を中心としたお客様に感動を与える仕事として取り組まれているとのことでした。

また、石川県電器商業組合青年部会の部会長 上馬宏司 氏からは、「まちのでんきやのブランド化」を目指す集団として、青年部会で行っている事業の紹介をいただきました。町の電器店全体としては斜陽化しており、まちのでんきやのブランド価値を高めることが、個々の繁栄につながるとして、様々な精力的な活動やメディアなどを通じたPR活動についての説明もいただきました。併せて、合同会社イールアップ・ラボ 代表社員 中村泰久 氏からは組合専門のWEB事業を行っているお立場からWEBを活用した組合活性化についてお話をいただきました。

活発な取り組みがされているまちのでんきやのお話は他業界に参考になるものも多く、「物事の本質を見極める姿勢が参考になった」、「新鮮な情報だった」などの声が聞かれました。



研修会の様子



富山県電機商業組合青年部会 黒田部会長

新聞掲載記事より

石川県内の9社が加盟する加賀味噌食品工業協業組合は1日、加賀みそをフリーズドライにしたみそ汁のもとを発売する。組合がフリーズドライ製品を作るのは初めてで、長時間熟成させたみその深い味わいが楽しめる。

同組合は加賀みそを手軽に味わえるよう、昨年から商品開発を進めてきた。使用した食材は全て石川県産で、化学調味料を使わずに仕上げた。加賀みそは大豆の粒が残っている特徴があるが、フリーズドライにするにあたり、

商品名は加賀みそフリーズドライみそ汁で、1袋150円(税抜き)。カナカン直営店のカナカン・ジョイ(金沢市下近江町)で先行販売しており、加盟社やスーパーなどで販売する予定。

令和2年10月1日(木)北國朝刊4面掲載

加賀みそ手軽に フリーズドライみそ汁

加賀味噌食品工業協業組合

組合運営 Q&A

総（代）会提出議案等を決議するための理事会開催について



理事会の開催をできる限り集まることを控えたい場合はどのように対応したらよいか。



できる限り集まることを控えたい（=会議体として開催しないようにしたい）場合、定款の定めるところにより、いわゆる「みなし理事会」を実施することができます。

（定款規定例）監査権限限定組合のケース

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

この方法を採用する場合は以下の流れで進めることが必要となります。

- ① 理事の1人（通常の場合は理事長）から全ての理事に向けて理事会の決議の目的である事項について提案を行う（提案書を発信）
↓
- ② 提案理事以外の全ての理事から理事会の決議の目的である事項についての同意を書面で受け付ける（同意書の返信）
↓
- ③ 全員の同意が得られた時点で理事会決議があったとみなされる
↓
- ④ 理事会議事録を作成する（中協法施行規則第66条第4項記載事項）

<留意事項>

- 1人でも提案事項に対する異議の意思表示があった場合には、有効な理事会決議があったとはみなされず、理事会を開催する必要がありますのでご注意ください（必ず理事全員が全ての提案事項に対して同意する必要があります）。
- 上記の定款規定例のように「電磁的記録により同意の意思表示」との定めがある組合は、電子メール等での記録が残る媒体での同意の意思表示も可能です。
- 多くの組合の監事は監査範囲が会計監査に限定されていますが（上記定款規定は監査権限限定組合の場合）、業務監査権限が付与されている監事がいる組合では、監事に決議の目的である事項の提案と同意を求める必要があります（監事から異議が出た場合はみなし理事会は認められないためです）。

《参考》いわゆる「みなし理事会」とは

いわゆる「みなし理事会」とは、中協法第36条の6第4項に規定された「理事会の決議の省略」を指し、事前に定款に定めることにより、理事会を実際に会議することなく実施する方法です。理事会の議案について理事全員が書面等で同意したとき、理事会の決議があったとみなすことができます。「持ち回り決議」とも呼ばれます。

以下、「みなし理事会」に関する「新しい中小企業組合制度への対応のための100問100答（平成20年9月）全国中小企業団体中央会」からの抜粋です。

(問97) 理事全員が同意した場合には理事会決議を省略できることとなりましたが、これと理事会への書面出席とはどう違いますか。

(答97) 下表は、「理事会への書面出席」と「理事会決議の省略」を対比したものです。

	理事会への書面出席 (書面決議)	理事会決議の省略 (みなし理事会・持ち回り決議)
効力発生要件	定款記載が前提 (相対的必要記載事項)	定款記載が前提 (相対的必要記載事項)
招集手続	必要	理事全員の同意(議案に対する全理事の賛成)により、不要
議事録の作成	必要	必要

これらとは別に、本来、理事会に報告すべき事項について、「理事全員に通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない」旨の規定が設けられています。この規定を適用するに当たっては、特段の定款規定を前提とするものではありませんが、報告の内容等を記載した議事録を事後的に作成しなければなりません。

(問98) 理事会への書面出席者は議事録に署名又は記名押印の義務がありますが、いわゆる「みなし理事会」の場合、書面等により同意の意思表示をした理事は議事録に署名又は記名押印の必要がありますか。

(答98) 理事全員が同意し、議案について可決決議があったとみなされる「みなし理事会」の場合の理事会議事録の記載事項については、施行規則に規定されており、

- ①「理事会の決議があったものとみなされた事項の内容」
 - ②「①の事項の提案をした理事の氏名」
 - ③「理事会の決議があったものとみなされた日」
 - ④「議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名」
- を記載することとなっています。

しかし、理事会に出席した役員が存在しないということから、通常の理事会議事録に記載が求められている「理事会に出席した役員等又は組合員の氏名又は名称」の項目は施行規則に規定されていません。したがって、「みなし理事会」における理事の議事録への署名又は記名押印は不要となります。(※)

※代表理事の選定を行った場合の議事録への記名押印については、登記手続きで特別な取扱いがなされておりますのでご注意ください。

(提案事項に対して同意書に認印を押した場合又は電磁的記録による同意の場合は以下ご参照ください)

旧代表理事の去就状況	記名押印方法
代表理事が重任(新旧同一人物)の場合	代表理事のみ押印(法人届出印)
旧代表理事が新理事に留まる場合	新理事全員の押印 ・旧代表理事の新理事：法人届出印 ・新代表理事、他の新理事：認印
旧代表理事が新理事に留まらずに退任する場合	新理事全員の押印(実印)+印鑑証明書の添付

Pick up ! 全国の先進組合事例

= 令和元年度組合資料収集加工
事業報告書より =

特徴ある
活動

宮崎県石油協同組合

共同受注事業（官公需事業）の業務効率化のためのネットワークシステム構築

住 所	〒880-0013 宮崎県宮崎市松橋1丁目10番8号 宮崎県石油会館 内		
U R L	https://miyasekiyu45.jimdo.com/		
設 立	昭和27年12月	出 資 金	95,941千円
主な業種	石油販売業	組 合 員	253人

■背景・目的

当組合では、県内各地に支部を設置して職員を雇用しており、主な業務として官公需事業（給油券の組合員SS（ガソリンスタンド）からの回収、とりまとめ、組合への発送等）を行っている。

しかしながら、組合員数の減少により、組合財政は毎年赤字計上となっていることから、様々な業務効率化策を検討し、最終的にはネットワークシステムの構築に至った。

■取組みの手法と内容

平成24年度より組合の業務効率化など組織改革の検討を始め、平成28年4月には組織改革を実施し、合わせて官公需共同受注事業の業務効率化の検討を始めた。

当該事業・活動については役員会で方向性を決め、詳細は共同受注委員会で詰めていった。当初は中央会及び宮崎県産業振興機構、宮崎県よろず支援拠点などのアドバイスを受けてカード式やQRコード式でのカード化など様々な方式を検討したが、最終的にはクラウド型のネットワークシステムが最適であるとの判断に至った。

そこで、具体的なシステム構築の段階では、中央会の補助事業を活用して少人数のネットワーク構築事業委員会（外部専門家含む3名）を構成してシステム要件の検討を重ね、細部については組合事務局が主体となり、システム業者と協議・調整等を行った。

当該事業で構築した主なシステムは、①組合員が給油情報を入力するクラウド上のシステム（新規構築）、②組合側が請求書発行等を行うシステム（既存のものを改良）の2つであったが、特に①については、組合員SSによって規模やICTへの対応力が全く違うため、小規模SSでも使える簡素なシステムを構築することを心がけた。

■成果とその要因

システム構築段階においては、中央会の補助事業を活用することで、内容の充実及び資金負担の軽減につながった。

また、詳細のシステム要件については、少人数の委員会方式としたことで機動性の確保と内容の充実が図られただけでなく、導入前に数名の組合員に稼働テストに参加してもらい、意見を反映して改良を重ねたことが新システムへの移行率の高さにつながった。

給油情報入力画面

給油データのインポート画面

■Point

中央会の補助事業を活用して低コストでシステムの検討・導入ができたこと及び現場の組合員SSの声を反映した簡素なシステムを構築できたこと。

所管行政庁の変更について(お知らせ)

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成30年12月25日閣議決定)において、二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等及び協業組合等(以下「組合等」という。)であって経済産業局長並びに地方整備局長及び地方運輸局長へ委任している組合等の認可等に係る権限に属する事務等について、都道府県に移譲することとされたことを受け、「中小企業等協同組合法」及び「中小企業団体の組織に関する法律」について、所要の改正がありました。

つきましては、これまで中部経済産業局長及び国土交通省の各機関長宛(北陸信越運輸局及び北陸地方整備局)宛てに提出されていた定款変更認可申請書、決算関係書類提出書及び役員変更届出書は令和2年10月1日以降、事業協同組合等の主たる事務所が所在する県知事宛に提出いただくこととなりますので、ご注意ください。

【ご注意!!】 権限移譲により、決算関係書類、役員変更届、定款変更認可申請書等の提出先が以下のとおり変更になります。

	これまでの提出先	令和2年10月1日以降の提出先
例1	中部経済産業局	石川県
例2	中部経済産業局 石川県	石川県
例3	中部経済産業局 国土交通省の地方出先機関(注1)	石川県
例4	石川県 他の国の機関(注2)	石川県 他の国の機関

(注1)「国土交通省の地方出先機関」とは、北陸地方整備局、北陸信越運輸局及び北陸信越運輸局石川運輸支局を指します。

(注2)「他の国の機関」とは、(注1)以外の国の機関(内閣府警察庁、厚生労働省、法務省、総務省、文部科学省、北陸財務局、金沢国税局、中部地方環境事務所等)を指します。

ご不明な点がございましたら、石川県中小企業団体中央会までお問い合わせください。

個別専門相談室開催のご案内

本会では、組合・企業等が抱えている法律や税務・経営等の諸問題を解決すべく、専門家による個別専門相談室(無料)を開設しております。

11月~12月については、以下のとおり相談室を開設いたしますので、該当するテーマをお選びいただき、お気軽にご相談ください。

※相談は予約制(1回30分)のため、ご希望の方は事前に本会へ電話でお申込みください。また、予約多数の場合は、相談時間の短縮をお願いする場合がありますので予めご了承ください。

*連絡先 (TEL) 076-267-7711 (FAX) 076-267-7720

◀日程▶

開催日	時間	内容	専門相談員
令和2年 11月19日(木)	10:00~12:00	税務・会計相談	北村労務会計事務所 税理士 加藤 達也 氏
	13:00~15:00	法律相談	弁護士法人 まこと共同法律事務所 弁護士 久保 雅史 氏
12月15日(火)	15:00~17:00	労務相談	石川県社会保険労務士会 所属 社会保険労務士

◀場所▶

金沢市鞍月2丁目20番地
石川県地場産業振興センター新館5階 石川県中小企業団体中央会 会議室

景況

REPORT

県内の情報連絡員報告 令和2年 9月

県内製造業情報連絡員：8業種 31人 / 県内非製造業情報連絡員：6業種 27人

- 令和2年9月期において、DI値で見ると、昨年同月比をもとに前月との増減を比べた場合、9項目中、3項目が悪化、1項目が横ばい、5項目が上昇となった。業種や事業者により差はあるものの、全体としてはわずかな回復傾向にある。
- 製造業においては、1項目が悪化、2項目が横ばい、6項目が上昇であった。売上高、収益状況、設備操業度に関しては、引き続き非常に低い水準で推移しており厳しい状況が続いているが、営業活動の再開や受注の持ち直しが一部ではみられ、在庫数量の改善や景況感に上向きの動きが出てきた。悪化していたのは、主力となる販促企画が抑制傾向にある食料品製造業、高額品（必需品以外）の買い控えの影響を受けている繊維同製品製造業、新幹線関連工事終了後の特需がなくなった砂利販売業、注文や仕事のない状況が続いている漆器製造業などであった。一方、悪化の中でも健闘したのは、自動車や建設機械関連などで受注が回復してきた鉄鋼・金属製品製造業などであり、好調であったのは、入荷量が増え始め、単価も若干値上げとなった木材・木製品製造業、取引先主力工場の生産計画が上方修正となった一般機械器具製造業の一部であった。
- 非製造業は、4項目が悪化、1項目が横ばい、3項目が上昇となった。連休もあり観光客等人出の回復が見られたが、昨年は消費税増税前駆け込み需要があったため、対前年比で見ると低調のところが多かった。収益状況、雇用人員が悪化した。悪化していたのは、仕入価格の上昇にも関わらず、販売価格と販売数量の下落により利益が縮小している燃油小売業、残暑で初秋物商品が動かず苦戦した衣料品小売業、全体的な客室稼働は3割程度であり、小規模施設で資金繰りがさらに悪化している金沢市内旅館・ホテル業、業務用が回復していない水産物小売業、来店客数の減少で売上減少が続いている能登地方商店街などであった。一方、好調であったのは、巣ごもり商品である調理家電が好調な電器製品小売業、売上・収益ともほぼ回復の兆しが見られた板金工事業などであった。
- BCPの対応について
全業種では、BCPの策定に取り組んでいる事業所が見られるかの問いに「見られない」との回答が49.0%であったが、「策定中・策定を検討している企業が見られる」（33.3%）と「策定している企業が見られる」（17.6%）の合計は50.9%となり、策定に取り組んでいる企業は過半数に達した。昨年の同様の調査では、「見られない」（60.0%）、「策定中・策定を検討している企業が見られる」（32.0%）、「策定している企業が見られる」（8.0%）であったことを鑑みると、BCPへの対応が進んだと言える。業種別で見ると、製造業では「見られない」が42.3%であり、「策定している企業が見られる」（23.1%）と「策定中・策定を検討している企業が見られる」（34.6%）の合計が57.7%と策定に取り組んでいる企業が多い結果となった。非製造業は「見られない」が56.0%で、「策定している企業が見られる」（12.0%）と「策定中・策定を検討している企業が見られる」（32.0%）を合わせても「見られない」のほうが多く、製造業と非製造業で対応に差が見られた。「見られる」と回答した企業の想定しているリスクの問いに、地震・台風などの自然災害との回答が最も多く、次いで、サーバー等情報システムの停止や物流網崩壊による仕入品の欠品などの回答が多かった。BCPを策定していない理由としては、BCPに対する現場の意識が低いとの回答が最も多く、次いで、策定に必要なスキル・ノウハウがない、必要性を感じないなどの回答が続いた。BCP策定の意識は高まっている一方で、中小企業においてはまだまだ現場の意識が低く、策定にあたっての課題も多いことが分かった。製造業においては、「見られる」と回答したのは、一般機械器具製造業、鉄鋼・金属製品製造業、プラスチック製品製造業、出版・印刷業などの業種の一部であった。また、想定しているリスクについては、新型コロナウイルス等の感染症、サーバー等情報システムの停止、失火など内的要因による火災の回答が非製造業に比べ多かった。非製造業においては、「見られる」と回答したのは、旅館・ホテル業、商店街、水産物卸・小売業、燃油小売業、各種の卸売業、総合工事業、管工事業などの業種の一部であった。また、想定しているリスクについては、通信（インターネット・電話）の途絶の回答が製造業に比べやや多い結果であった。

令和2年

9月期 景況天気図

	全 体	製 造 業	非製造業
売 上 高	-74.1 (1.8)	-83.9 (0.0)	-63.0 (3.7)
在 庫 数 量	-10.6 (10.7)	3.2 (19.3)	-37.5 (-6.2)
販 売 価 格	-19.0 (6.9)	-22.6 (9.7)	-14.8 (3.7)
取 引 条 件	-20.7 (3.4)	-22.6 (9.7)	-18.5 (-3.7)
収 益 状 況	-72.4 (-3.4)	-80.6 (3.3)	-63.0 (-11.1)
資 金 繰 り	-39.7 (-1.8)	-54.8 (-6.4)	-22.2 (3.7)
設 備 操 業 度	-80.6 (0.0)	-80.6 (0.0)	-
雇 用 人 員	-22.4 (-1.7)	-22.6 (6.4)	-22.2 (-11.1)
業 界 の 景 況	-62.1 (6.9)	-74.2 (12.9)	-48.1 (0.0)

※ () 内の数字は前月とのポイント差

全体の景況感

※主要3項目(売上高・収益状況・業界の景況)の平均値



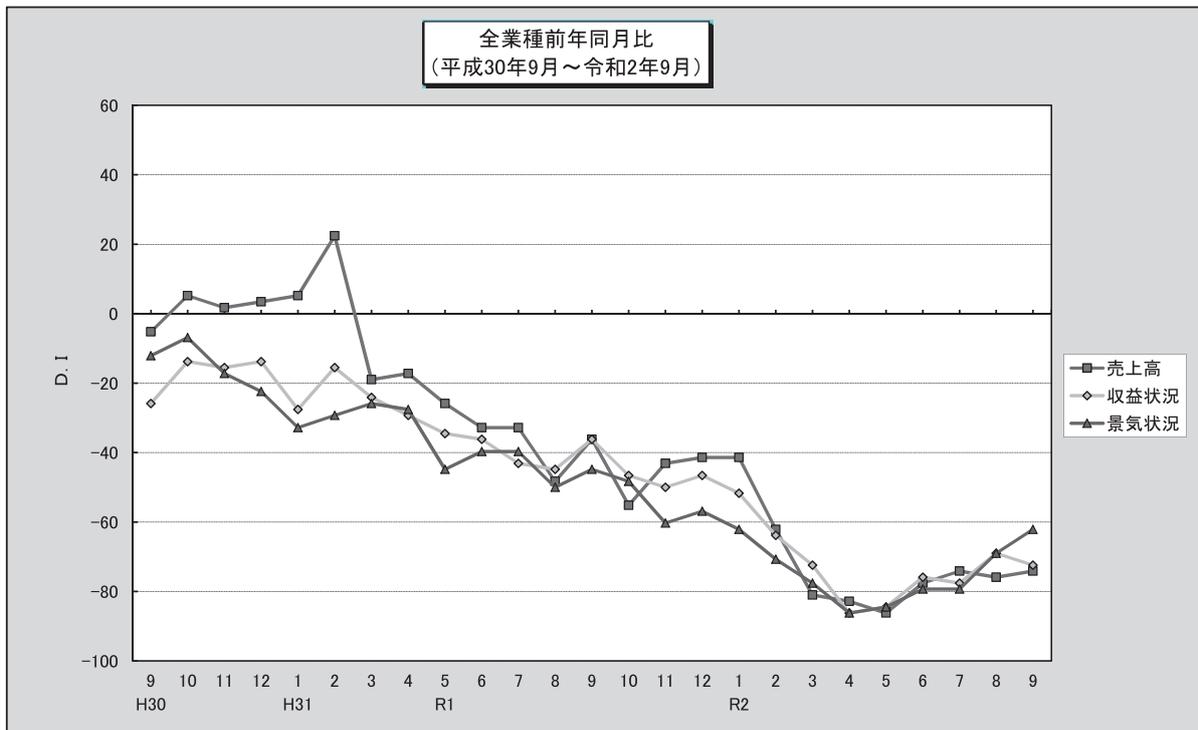
大雨
-69.5

天気図の見方

各景況項目について「増加」(又は「好転」との回答を頂いた業種割合から「減少」(又は「悪化」との回答を頂いた業種割合を引いた値をもとに作成しました。その基準は次の通りです。

快晴 25以上	晴れ 10~25 未満	曇り 10未満~ -10未満	雨 -10~ -25未満	大雨 -25以下
------------	-------------------	----------------------	--------------------	-------------

景況の推移 (前年同月比) 石川県分 (主要3項目)



会報読者アンケート プレゼントクイズ当選者紹介!

会報No.3号（7月発行）にて実施したプレゼントクイズの答えは、「まっとう」でした。

ご回答いただいた方から、抽選の結果、1名の方にプレゼントをお贈りさせていただきました!

当選者：商業界 石川県同友会 坂田 様

プレゼントは、今年度全国大会の会場となった茨城県の名物、紅あずま使用焼スイーツポテト「いやどうも」です。

ご回答いただき、ありがとうございました。

今号のプレゼントクイズでは、ご回答された方の中から当選者の方に、中央会事業にちなんだ品物をお贈り致します。メ切は12月1日(火)!! ご回答お待ちしております!!



紅あずま使用焼スイーツポテト「いやどうも」

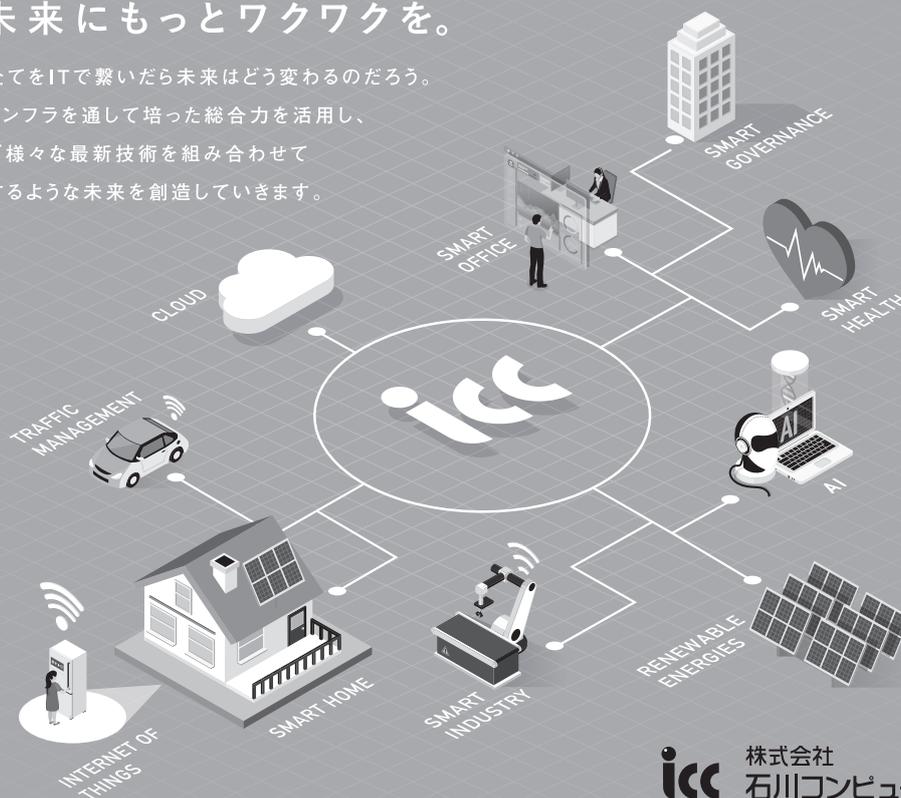
ITで未来にもっとワクワクを。

ヒトとモノ。全てをITで繋いだら未来はどう変わるのだろう。

ICCは、ITインフラを通して培った総合力を活用し、

AIやIoTなど様々な最新技術を組み合わせて

「ワクワク」するような未来を創造していきます。



株式会社
石川コンピュータ・センター

〒920-0398 石川県金沢市無量寺町ハ6番地1 TEL 076-268-8311代 <https://www.icc.co.jp>

< 信用保証制度のご紹介 >

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業の皆様へ

新型コロナウイルス感染症緊急特別融資保証

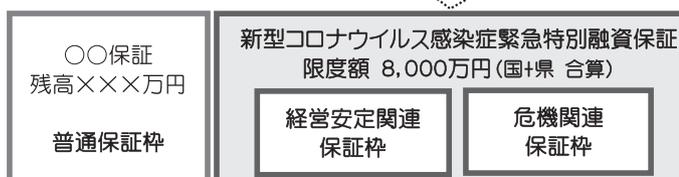
お客様の信用保証料負担がゼロになります！

この保証制度は、国の緊急経済対策に基づく【基礎部分】と、石川県独自の支援策に基づく【拡充部分】から成ります。
基礎部分については、3年間無利子などの特別な措置を受けることができます。

<p>【石川県独自/拡充部分】</p> <p>県・コロナ緊急</p> <p>保証限度額 (基礎部分含む) <u>8,000万円</u></p>	<p>保証対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、経営安定関連保証4・5号または危機関連保証の認定(※)を受けている。または、最近2週間から1か月の売上高等が前年同期比で20%以上減少している。</p> <p>保証期間：10年以内(据置期間：5年以内、危機関連保証枠は2年以内)</p> <p>金利：1%</p> <p>保証料：全額補助</p>
<p>【基礎部分】</p> <p>国・コロナ緊急</p> <p>保証限度額 <u>3,000万円</u></p>	<p>保証対象：同感染症の影響により、経営安定関連保証4・5号または危機関連保証の認定(※)を受けている。</p> <p>保証期間：10年以内(据置期間：5年以内)</p> <p>金利：1%(3年間補助(一部対象外あり))</p> <p>保証料：全額補助</p>

(※) 経営安定関連保証または危機関連保証の認定は、お客様の本店(事業所)所在地の自治体(市町)に申請することで取得できます。
認定を取得することで、普通保証とは別枠での保証利用が可能となります。

既に普通保証があっても別枠で利用可能となります



上図はあくまで一例イメージです

<< 認定申請のための書類作成をサポートします >>

売上高等の入力と数クリックで簡単に申請書類が作成できる支援ツールを、当協会ホームページに公開しています。
ダウンロードしてご利用ください。(ツールは全ての認定要件をカバーするものではありませんのでご了承ください)

【 石川県信用保証協会 コロナウイルスに関する資金繰り支援情報 】

www.cgc-ishikawa.or.jp/news/2019/2003_covid19.html

上記保証制度や支援ツールは、令和2年5月末時点のものであり、今後、更新される可能性があります。
新型コロナウイルス関連の最新情報は、県や市町、当協会ホームページ等で必ずご確認をお願いします。
制度についてご不明な点がございましたら、取引金融機関または石川県信用保証協会(営業部)までお問い合わせください。

 石川県信用保証協会

〒920-0918 石川県金沢市尾山町9番25号
TEL: 076-222-1522 (営業部)



経営者・役員・従業員とそ
 のご家族の
 安心の保障を準備するた
 めに
 中央会の共済制度をご活
 用ください。

BESTパートナー
 大樹生命



従業員のた
 めの
 退職金準備に
 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
 安定した退職金準備が
 できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
 大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための
 万一の保障
 団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
 一般扱 (口座振替月払等) で
 ご契約いただくよりも、
 保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
 各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
 保障準備をサポート



業務上の災害への備えに
 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
 従業員さまのケガなどのリスクを
 カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
 三井住友海上火災保険株式会社
 業務災害補償保険 取扱代理店
 大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、石川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
 いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
 込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
 お問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
 たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起
 情報)」「ご契約のしおりー約款」および石川県中小企業団体中央会
 の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取
 扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 金沢支社

〒920-0853 石川県金沢市本町2-15-1 ポルテ金沢8F TEL:076-263-3256
<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2019-1064 (損保) B-2020-101 (2020.4)
 B-2020-1009 (2020.4) 使用期限 2021.3.31

事業主・事業所の皆様へ

「今だけ、ちょっと手が足りない」ことはありませんか？

必要なときに必要な人材を！ シルバー人材センターには、豊かな経験・知識・技能を持った60歳以上の会員が登録しています。お気軽にご相談ください。

◆「請負・委任」に加え、

職場の新たなパワーとして「シルバー派遣事業」をご利用ください！

※「シルバー派遣事業」とは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、県シルバー人材センター連合会が行う労働者派遣事業です。

◆シルバー人材センターの就業形態や作業内容は、次のとおりです。

臨時的かつ短期的な就業
(概ね月10日程度以内のもの)

又は

軽易な業務
(週20時間未満のもの)

請負・委任

おおむね

月10日以内

技術・技能分野

庭木の手入れ・伐採・消毒、簡単な大工仕事

軽作業

機械除草・草刈、除草剤の散布、簡単な農作業

サービス分野

事務所の清掃、窓拭き

その他

チラシ配布、宛名書き、家事援助 など

派遣

おおむね

週20時間以内

管理分野

施設管理（建物・駐車場）、物品管理（商品・在庫）

技能分野

工場内での軽作業（加工・組み立て、検査など）

一般作業分野

品出し作業・パック詰め作業、梱包作業

サービス分野

介護補助、保育補助、調理補助 など

◆ お問い合わせは、地域のシルバー人材センターまで。

金沢市 ☎ 076-222-2411

野々市市 ☎ 076-294-8303

津幡町 ☎ 076-288-4462

小松市 ☎ 0761-47-2855

珠洲市 ☎ 0768-82-6886

中能登町 ☎ 0767-76-8060

七尾市 ☎ 0767-52-4680

輪島市 ☎ 0768-23-8033

能美市 ☎ 0761-58-4060

加賀市 ☎ 0761-73-2456

能登町 ☎ 0768-62-4688

宝達志水町 ☎ 0767-29-4850

白山市 ☎ 076-275-7604

かほく市 ☎ 076-281-3655

内灘町 ☎ 076-286-2992

羽咋市 ☎ 0767-22-2700

志賀町 ☎ 0767-42-2170

穴水町 ☎ 0768-52-4680

石川県あなたの街のシルバー

で

検索

ホームページは右下のQRコードからご覧いただけます。

厚生労働省委託事業 高齢者活躍人材確保育成事業

公益社団法人 石川県シルバー人材センター連合会

〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15-15



損害保険集団扱制度のご案内

★【自動車保険・火災保険】

石川県中小企業団体中央会では、組合員の企業経営並びに従業員の福利厚生を充実するため、会員の皆様に中央会損害保険集団扱制度(自動車保険・火災保険)のご加入をお勧めしております。つきましては、本制度について引受損害保険会社の取扱代理店が説明させて頂きたく、訪問した際にはよろしく願いいたします。

《損害保険集団扱制度の概要》

特 徴

- ◎保険料は、一般契約より**5%割安**です。(保険料一時払の場合)
 - ◎手続きは、年1回払い、口座引落しです。
 - ◎下記損害保険会社と契約を行っている方は、現在契約している取扱代理店で制度利用が出来ます。
 - ◎自動車保険
 - ・既加入自動車保険は、無事故割引などをそのまま継承できます。
 - ・業務用車両も対象になります。
 - ◎火災保険
- ※詳しくは下記の各社にご確認ください。

対 象

(中央会指定の確認票を提出願います。)

- ◎中央会の会員(組合・企業・団体)◎会員の傘下企業、事業主及び従業員

県中央会



お問合せ先

石川県中小企業団体中央会 TEL.076-267-7711

〈本制度引受損害保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社……………TEL.076-223-9960

金沢支店 〒920-0918 金沢市尾山町6番25号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社……………TEL.076-264-7811

金沢支店 〒920-0906 金沢市十間町5番地

損害保険ジャパン株式会社……………TEL.076-262-1681

金沢支店 金沢第一支社 〒920-8558 金沢市香林坊1-2-21

AIG損害保険株式会社……………TEL.076-222-0005

金沢支店 〒920-0919 金沢市南町4-60 金沢大同生命ビル2F

共栄火災海上保険株式会社……………TEL.076-261-9297

北陸支店金沢第一支社 〒920-0919 金沢市南町5番16号

(2020年10月作成)

くみWai広場

こんにちは組合さん

小松共栄工業協同組合

組合のPRをお願いします

当組合は、建設機械、産業機械の鍛金・加工部品を製造する県内企業18社で組織されており、当組合では共同受注、会員企業のレベルアップを目的とした品質教育等、勉強会を実施するほか環境経営管理活動に取り組んでおります。

■2012年 協同組合で初!「日本品質奨励賞・品質革新賞」を受賞。

組合全社による「組合員企業のEMSを活用した相互研鑽による経営体質の強化」が高い評価を受けて2012年11月に「日本品質奨励賞・品質革新賞」を受賞しました。

日本品質奨励賞・品質革新賞は、一般財団法人日本科学技術連盟が2000年に厳しい国際競争に勝ち抜く優れた企業を輩出することを狙いとして創設。

■2016年3月エコステージ3を認証取得

環境に対する取り組みとして、「エコステージ」を認証・取得しております。「エコステージ」とは、多くの企業や組織団体による環境経営システムの構築と運用を支援し、さらに、それらが経営に役立っているかを評価する制度です。当組合では、これらの認証制度を通じて、環境問題や生産性向上活動に取り組んでおります。

写真右▶QC検定勉強会
写真下▼北海道視察



一言をお願いします!(事務局長 田村氏)

当組合の強みは、『組合員企業同士のつながりが強いこと』です。特徴ある活動として、EMSの目玉である組合員企業同士の「相互内部監査」を行っております。各社の現場、生産体制、改善活動を見せ合い、互いに参考にしています。オープンにすることで、それぞれの良い部分は取り入れ、改善点は指摘し合うなど切磋琢磨しあえる関係が構築されております。

また、現在組合ではネット商談会、テレビ会議システム活用、事務局のテレワーク等環境整備を行っております。IT、デジタル化に対応するため「組合内IT検討チーム」が中心となりニューノーマルでの新たな業務運営を行うため、これまで以上に組合員、組合事務局が一丸となって活動していきたいと考えております。

当コーナーに登場していただける事務局さんを募集中です! 自薦、他薦は問いませんので、中央会事務局まで連絡をお待ちしています!

From 編集室

こんにちは!

今年はさまざまな行事が縮小され季節感があまり感じられない気がしますが、街路樹がきれいに紅葉しているのを見てささやかですが秋を感じているこの頃です。熊の出没が増えています、気を付けながら山の紅葉も楽しめればいいですね。

編集者T



Q プレゼントクイズ

くみWai広場で紹介させていただいた、小松共栄工業協同組合は2016年3月に「○○○○○○○3」を認証取得しました。

○にあてはまるカタカナ6文字をお答えください。

正解者の中から抽選で、粗品を差し上げます。

今後、よりよい誌面づくりを行うために読者の皆さんからのご意見、ご要望をお伺いしたいと思っておりますので、同封のプレゼント付き読者アンケート回答へのご協力をお願いします。少しでも多くの「声」をお待ちしています。

回答は中央会 FAX:076-267-7720 までお送り下さい。

この一言、あの名言

【天才! 北野 武 編】

「鳥のように自由に空を飛びたいなんていうのは勝手だけど鳥が飛ぶためには何万回翼を動かしているかよく見てごらん。」
「最後まで押し通せなかったら優しさではない。途中で挫折するなら悪人にならばいい。優しさは根性です。」
「一本当の感動はやった奴にしかわからない。」
「勉強するから何をしたいか分かる。勉強しないから何をしたいか分からない。」

石川県中小企業団体中央会

Facebookページ

facebook

メールアドレス

石川県中央会 facebook

で検索

アカウント登録

Facebookを使うと、友達や同僚、同級生、仲間たちとつながりを深められ、メール、スマートフォンからもアクセスできます。

石川県中小企業団体中央会

団体・金沢市

いいね!

いいね!

ファン登録をお願いします。

- ★より身近な情報提供を行います。
 - ★アンケートなどを行って、より充実した情報を発信します。
- ※なお、ファン登録を行うためには、Facebookアカウントを取得(無料)する必要があります。

石川県中央会 フェイスブック ページ 掲載事例の ご紹介

